

平成29年3月実施

松山市非常勤嘱託職員（自転車整備作業員）採用試験実施要領

平成29年2月20日

次のとおり松山市非常勤嘱託職員（自転車整備作業員）採用試験を実施します。

1. 職種及び採用予定人数等

職 種	採用予定人数	勤 務 場 所
自転車整備作業員	1名程度	土居田自転車保管所（松山市土居田町166）等

2. 受験資格

- （1）自転車技士（旧自転車組立整備士）の資格を持ち、放置自転車撤去などの作業が可能な者
- （2）次の①から⑤に該当しない者
 - ①成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
 - ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ④人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ⑤日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験日時及び場所等

日 時	場 所	合格発表
平成29年3月13日(月)から17日(金)のうち、松山市が指定する1日	松山市役所会議室 ※詳細は後日申込者に通知します。	平成29年3月下旬(予定)に受験者全員に合否を通知します。

4. 試験の方法

科 目	内 容	時間
口述試験	主として人物についての個別面接	15分程度

5. 申込方法及び受付期間

- （1）市販の履歴書（A4判）に必要事項を記入し、申込前3ヵ月以内に撮影した顔写真を貼って、都市・交通計画課へ直接提出、又は簡易書留（封筒の表に「非常勤嘱託職員申し込み」と朱書き）で郵送してください。
- （2）受付期間は、平成29年2月21日(火)から平成29年3月8日(水)まで（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）です。郵送の場合は、平成29年3月8日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

6. 合格者の決定及び採用

- (1) この試験の合格者は、松山市非常勤嘱託職員（自転車整備作業員）採用候補者名簿（以下、採用候補者名簿という）に登載します。採用は、平成29年4月1日から欠員が生じた場合に、原則として、採用候補者名簿から成績順に行います。ただし、欠員の状況等によっては、採用されない場合もあります。
- (2) 採用候補者名簿の有効期限は、名簿登載後1年間です。

7. 勤務条件

- (1) 勤務時間は、月曜日から金曜日、週38時間45分、1日7時間45分（午前8時30分から午後5時15分まで）です。
- (2) 報酬等は、松山市非常勤職員給与規則（昭和53年規則第15号）等により、原則、次のとおり支給されます。

基本報酬	諸手当
月額161,700円 (平成29年2月現在)	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等

- (3) 雇用期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
(成績等により更新あり、最長平成32年3月31日まで)
※これらの雇用条件は、改定されることがあります。

8. 福利厚生等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、通勤及び公務上における災害補償

9. その他

- (1) 車での通勤の場合、各自で駐車場の確保が必要です。
- (2) この試験において提出された書類等は、一切返却できません。
- (3) 履歴書等に含まれる受験者の個人情報については、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報は人事情報として使用します。
- (4) その他質問等は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに以下まで問合せてください。

10. 申込先及び問合せ先

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2
松山市役所都市・交通計画課 交通安全・駐車等担当
電話 089-948-6421